

## 琴浦町ホームページ広告掲載取扱要綱

令和2年9月1日

訓令第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町が管理するホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 町ホームページに掲載する広告については、広告掲載者の事業の適正化並びに消費者の保護及び地域社会、地域経済の健全な発展と町民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に則るものでなければならない。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

(広告掲載の内容)

第3条 町ホームページの広告については、前条の基本原則に基づき、広告の画像及びそのリンク先のページの内容が、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 個人・団体の意見広告及び名刺広告
- (8) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 風俗営業及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業及びこれに類似する業種に関するもの
- (11) ギャンブルに関するもの

(12) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの

(13) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(14) 前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

(広告掲載の位置等)

第4条 広告枠の位置は、町ホームページのトップページ(下部)(以下「ホームページトップページ」という。)又はスマートフォンサイトトップページ(下部)(以下「スマートフォンサイト」という。)のうちから、申請順に左上から掲載するものとする。ただし、掲載の数は、ホームページトップページは24枠まで、スマートフォンサイトは5枠までとする。

(広告の規格及び広告掲載料の額)

第5条 広告を掲載することができる広告枠の規格及び広告掲載料の額は、次のとおりとする。

(1) 大きさ

ア ホームページトップページ 縦50ピクセル、横170ピクセル

イ スマートフォンサイト 縦50ピクセル、横320ピクセル

(2) 形式 JPG、GIF(アニメ及び透過不可)又はPNG(透過不可)の静止画像

(3) 容量

ア ホームページトップページ 20kb以下

イ スマートフォンサイト 40kb以下

(4) 掲載料 1枠の月額は、5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。ただし、町内事業者(町内に本社、営業所、その他の事務所等を置く法人又は個人)は、半額とする。

第6条 削除

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月を単位とし、連続する掲載期間は、最長12月とする。ただし、掲載期間が年度を超える場合は、翌年度の掲載申込手続きをしなければならない。

- 2 広告の掲載開始日及び終了日は、町が定める。
- 3 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖した時間を24で除して得た日数(端数は切り捨てる。)に相当する日数を掲載期間に加算する。

(広報掲載の申込み)

第8条 町ホームページに広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、琴浦町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を添えて、広告掲載希望月の前月末までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の申込みを受理したときは、速やかに広告の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、琴浦町ホームページ掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- 2 町長は、広告の内容について必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の掲載許可を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、広告掲載料を町長が指定する期日までに一括前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載者は、広告原稿(画像データによる。以下同じ。)を自己の負担により作成し、町長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 町長は、広告掲載者により、広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、申込書の記載内容と相違していないこと、第3条各号に該当しないことその他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。
- 3 町長は、提出された広告原稿が適当でないと認めたときは、広告掲載者に対し、広告原稿又はリンク先の変更を求めることができる。

(広告の掲載)

第12条 町長は、広告掲載料が納入され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、町が指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(リンク先の変更の求め)

第13条 町長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が、法令又はこの要綱の規定に違反、又は適当なものでないと認めるときは、広告掲載者に対し変更を求めることができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めによらない理由によって広告掲載ができなかったときは、還付することができる。

(掲載決定の取消し)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告掲載者が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告掲載者が広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告原稿又はリンク先の変更の求めに広告掲載者が応じないとき。
- (4) その他町ホームページへの広告掲載が不相当であると町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告掲載者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告等の変更)

第16条 広告掲載者は、月を単位として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告掲載者は、広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする月の前月の20日までに、琴浦町ホームページ掲載広告内容(変更・削除)申込書(様式第3号)を提出し、承認を得なければならない。この場合において、第8条から第15条までの規定を準用する。

(広告掲載の削除の申出)

第17条 広告掲載者は、町ホームページへの広告掲載を削除しようとする場合は、様式第3号により削除を申し込むものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を削除した場合において、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない。

(広告掲載者の責務)

第18条 広告掲載者は、広告及び広告のリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。

2 第三者から広告内容に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年1月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の琴浦町ホームページ広告掲載取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に新たに申請を受け付ける広告から適用し、同日前に掲載又は申請された広告については、なお従前の例による。

琴浦町長 様

【申込者】住 所  
名 称  
代表者  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

㊞

琴浦町ホームページ広告掲載申込書

琴浦町ホームページ広告掲載取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。  
申込みにあたっては、琴浦町ホームページ広告掲載取扱要綱の規定を遵守します。

記

1. リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) URL

2. 広告の内容

(1) 掲載希望期間 年 月 ～ 年 月

(2) 掲載希望場所 ホームページトップ ・ スマートフォンサイト

(3) 広告原稿の内容

※デザイン案を添付してください。

3. 添付書類

事業にあたっては、事業の概要が分かる書類

【注意】

1. 広告の規格は、PC ホームページトップは縦 50 ピクセル×横 170 ピクセル、20 キロバイト以下、スマートフォンサイトは縦 50 ピクセル×横 320 ピクセル、40 キロバイト以下、かつ、形式は、GIF（アニメーション不可）、JPEG 又は PNG とする。
2. 広告の掲載期間は、1月単位で、最長 12 月間とする。（年度を越える場合は、別途申込書の提出が必要。）

様式第2号(第9条関係)

様

琴浦町長



琴浦町ホームページ掲載許可（不許可）決定通知書

年 月 日付で申込みのあったこのことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

○下記条件を付して掲載を承認します。

1 バナー広告の掲載期間

掲載開始日 年 月 日  
掲載終了日 年 月 日(計 箇月)

2 広告料

金 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 その他

掲載開始日の5日前までに、広告料を一括納付してください。納付されない場合は、承認を取り消すことがあります。

○下記理由につき掲載を承認できません。

(承認できない理由)

様式第3号(第16条及び第17条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

住所又は所在地

広告主 名称及び代表者氏名

印

琴浦町ホームページ広告掲載内容(変更・削除)申込書

琴浦町ホームページへの広告の掲載内容について、次のとおり 変更・削除 を申し込みます。

変更又は削除の別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 削除	
変更又は削除希望時期	年 月から	
連絡担当者	担当者名	
	電子メールアドレス	
	電話番号	
変更区分及び内容	<input type="checkbox"/> 広告デザインの変更 <input type="checkbox"/> リンク先アドレスの変更 (変更後のリンク先アドレス) http:// <input type="checkbox"/> その他 ( )	



様式第 1 号(第 8 条関係)

様式第 2 号(第 9 条関係)

様式第 3 号(第16条及び第17条関係)